

議案第 3 4 号

都市計画関係事業の取扱いについて

都市計画関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 都市計画区域については，上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで，新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。
- 2 都市計画道路の整備については，継続事業は新市において引き続き実施するが，未着手路線の取扱いは，新市に移行後，速やかに調整し，段階的に実施する。
- 3 区画整理事業計画については，新市において全体計画を策定し，段階的に実施する。
- 4 区画整理事業の実施について，合併前に事業認可を受け実施中の事業については，区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

協定項目	都市計画関係事業の取扱い			所管専門部会名	建設専門部会
調整の方向性	1 都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
都市計画事業					
・都市計画区域指定 S45.10.1	都市計画区域指定 S45.10.1	都市計画区域指定（非線引き） H10.6.1	都市計画区域指定 S45.10.1		
・用途地域指定(当初) S47.3.1	S47.3.1	H15.4.1	S47.3.1		
・都市計画マスタープラン策定 平成 12 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 13 年度		
・都市計画区域面積：A 31,216ha	5,452 ha	5,696 ha	4,772 ha		
・市街化区域面積:B 8,621ha	752 ha	-	578 ha		
・市街化区域の割合（ B/A ） 27.6% （指標：平成 14 年度）	13.8%	-	12.1%		

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
区画整理事業				
●施行中				
・地区数 1 2	・ 1	・ 0	・ 1	
・面積 7 2 7 . 4 ha	・ 1 7 . 5 ha	・ 0	・ 5 9 . 2 ha	
●計画中				
・地区数 3	・ 1	・ 1	・ 0	
・面積 1 0 2 . 9 ha	・ 7 8 . 0 ha	・ 1 5 . 0 ha	・ 0	

都市計画関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。

各種計画は、合併後速やかに策定する。

イ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。

ウ 周南市の例（平成15年4月21日合併 新設 2市2町）

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

都市整備関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

オ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分）については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

ただし、合併から10年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施する。

カ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 都市計画マスタープランについては、豊野町の計画を尊重しながら、合併後に整合を図る。

- 2 豊野町の用途地域については、現行のとおりとし、合併後必要に応じて見直す。
- 3 長野市の緑を豊かにする計画については、計画見直し時に区域拡大を含め修正する。
- 4 都市整備関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町で現在施行中の土地区画整理事業における技術援助及び助成については、現行のとおりとする。

キ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。
- 2 都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。